

## 特定外来生物に係る特定飼養等施設の基準の細目等（告示事項）改正案の概要

### 1. 改正の趣旨

(1) 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律(平成16年法律第78号。以下「法」という。)は、海外から我が国に導入された外来生物による生態系等に係る被害を防止するため、特定外来生物として定められた外来生物の飼養、栽培、保管又は運搬、輸入その他の取扱いについて規制を行っている。また、生態系等に係る被害を及ぼすおそれがある疑いのある外来生物を未判定外来生物とし、主務大臣により生態系等に係る被害を及ぼすおそれがない旨の判定があるまでその輸入を制限している。

特定外来生物の飼養等は法第4条に基づき原則禁止となるが、法第5条に基づく許可を受けて飼養等を行うことができる。ただし、特定外来生物の逸出を防止することにより生態系等に係る被害を防ぐ必要があるため、逸出を防止できる構造及び強度を有する等の基準(以下、「特定飼養等施設の基準」という。)に適合する飼養等施設(以下「特定飼養等施設」という。)に限って飼養等を許可することとしている。

(2) 今般、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令(以下「改正令」という。)により、法第2条第1項の政令で定める特定外来生物として、新たにアノリス・アルログス、アノリス・アルタケウス及びアノリス・ホモレキス(以下「アノリス・アルログス等」という。)を追加した。これに伴い、学識者意見及び当該種の特徴等の実態を踏まえ、既に指定されているアノリス・アングスティケプス等と同等の特定飼養等施設の基準の細目等( )を、アノリス・アルログス等についても定めることとする。

( ) 環境大臣が所掌する特定外来生物に係る特定飼養等施設の基準の細目等を定める件(平成17年環境省告示第42号)第1条により、施設のタイプを おり型又は網室型の施設、 擁壁式、空堀式又は柵式の施設、 運搬の用に供することができる施設、 水槽又はこれに類する施設、 人工的に設けられた池、沼その他の施設、 網を使用したいけす型の施設、 屋内において植物を栽培するための施設、 屋外において植物を栽培するための施設の8タイプに区分し、それぞれの施設ごとに満たすべき要件を規定している。

さらに、同告示の第2条各号で特定外来生物ごとに上記のうちどのタイプの施設における飼養が許容されるかを定めている。

### 2. 改正の内容

特定外来生物に指定されたアノリス・アルログス等に係る特定飼養等施設の基準の細目等として、既指定のアノリス・アングスティケプス等と同等のものを定めるもの

である。

- ( 1 ) 特定飼養等施設の基準の細目  
おり型施設等、擁壁式施設等、移動用施設又は水槽型施設を許可の対象とする。
- ( 2 ) 飼養等の許可の有効期間  
五年間とする。
- ( 3 ) 届出が必要となる数量変更の事由及び届出を行わなければならない期間  
飼養等をする個体の数量が増加又は減少した場合にあっては、当該事由が発生した日から三十日以内に識別措置に係る情報と併せて環境大臣に届け出ること。
- ( 4 ) 識別措置の内容を届け出なければならない期間、当該識別措置の内容及び当該届出の方法  
個体を収容する特定飼養等施設に飼養等の許可を受けたことを示す標識を掲出し、かつ、当該標識の掲出状況を撮影した写真を届出書に添付し、当該個体の飼養等を開始したときから三十日以内に環境大臣に提出すること。
- ( 5 ) 特定外来生物の取扱方法  
特定飼養等施設の外で飼養等をしないこと。